

# ダム湖の利用

## -ダム湖の使用届について-

### 1. 使用届に必要な書類

ダム管理区域内の土地を排他独占使用する場合においては、使用申請許可を受ける必要がありますが、釣りや散歩などでの使用は自由使用であり、許可などを受ける必要はありません。

しかしながら、団体などでダム管理区域内を使用する場合は、以下の理由から使用届を提出していただくようお願いしています。

- (1) 事前に使用届を提出することにより、使用の輻輳やダム工事などの情報を知ることができます。
- (2) 使用の形態によって、使用申請許可が必要な場合やダムでは認められない使用である場合は、事前に説明を受けることができます。
- (3) 使用届をダム管理者が受理することにより、ダム使用実態の把握が可能になり、他の使用者などの問い合わせに迅速に対応ができます。

### 2. 使用届の特徴

- (1) 短期間（概ね1日以内）であること。
- (2) 工作物を設置しないこと。（テント等、直ちに撤去できる簡易なものは除く）
- (3) 予約、仮予約はできません。
- (4) 使用届は独占的な利用を認めるものではありませんので、他の一般自由使用者の使用を制限しないでください。他の利用者とはゆずり合い、周辺の方々に迷惑をかけないように配慮していただき、皆が楽しく利用できるようにご協力下さい。
- (5) ダム管理区域内で行われる工事などにより、届出後であっても利用日時・場所の変更をしていただく場合があります。

### 3. 使用届の具体例

公共性の高いイベント、ボランティア活動、清掃活動、社会奉仕活動、水防訓練・防災訓練、ダム事業のPR等に関連するイベント（マラソン大会、釣り大会、映画やテレビ番組の撮影等）、現地測量・環境調査などです。

なお、直接的に収益を目的とする使用は、認められません。

### 4. その他

- (1) 使用届は、原則として使用日（ただし参加者を募集する場合は募集を開始する日）の2週間（土日祝日を除く）前までに提出して下さい。使用届の提出は、持参、郵送やFAXなどでも対応します。
- (2) 使用の内容に問題がある場合は、使用届を受理できない場合、または、取下げていただく場合があります。
- (3) 使用届は、使用申請（占用）を行うものではありませんので、許可書に類するものは交付していません。当然使用料が発生するものではありません。使用届に受付印を押印したもののコピーをお渡ししますので、使用日当日は使用届（受付印を押印したものを携帯）していただきますようよろしくお願いいたします。
- (4) 使用場所が湖面以外の機構用地で、その管理を第三者に委託している場合は、委託管理者の許可などが必要となりますので、委託管理者に別途お問い合わせ下さい。
- (5) 無人航空機（ドローン・ラジコン等）の飛行については、飛行禁止区域を設定していますので、私的な撮影は禁止区域外でお願いします。禁止区域内での撮影につきましては、公共性又はダム事業のPR性が高いものについては、許可する場合があります。飛行禁止区域内で撮影する場合は、具体的な撮影目的、航空法の許可証の写し、飛行エリアの安全確保方法等を使用計画書に含め提出してください。なお、飛行禁止区域の詳細はホームページでご確認ください。
- (6) 使用に際し、第三者に損害を与えた場合又は機構管理施設を損傷した場合は、届出人が責任をもって解決及び原状回復して下さい。
- (7) 使用後はゴミを持ち帰り、環境保全に努めて下さい。